

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局管理規程第10号

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する

附則第4項中「改正給与規程」を「平成19年改正規程」に改め、附則に次の2項を加える。

- 5 退職の日において、京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程（平成24年3月30日京都市上下水道局規程第9号。以下「平成24年改正規程」という。）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員及び平成24年改正規程附則第8項第1号の規定に該当するため平成24年改正規程附則第5項から第7項までの規定による給料を支給されない職員に関する第3条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項第1号中「給料月額（以下「退職日給料月額」という。）」とあるのは「給料月額と平成24年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額（以下「退職日給料月額」という。）」と、同条第3項の表第1項第1号の項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成24年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 6 次に掲げる職員に関する第3条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「給料月額のうち最も多いもの」とあるのは、「給料月額と平成24年改正規程附則第5項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額のうち最も多いもの」とする。
  - (1) 第3条第2項の規定による給料月額の減額をされたことがある職員のうち、当該給料月額の減額がされなかったものとした場合に、同項に規定する減額日において、平成24年改正規程例附則第5項から第7項までの規定による給料を支給されることとなるもの
  - (2) 第3条第2項の規定による給料月額の減額をされたことがある職員のうち、当該給料月額の減額がされなかったものとした場合に、同項に規定する減額日において、平成24年改正規程附則第8項第1号の規定に該当するため平成24年改正規程附則

第5項から第7項までの規定による給料を支給されないこととなるもの  
別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条の2関係)

(1) 平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間の基礎在職期間における  
職員の区分についての表

第1号区分	平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間において職務の級が10級であった者
第2号区分	平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間において職務の級が9級であった者
第3号区分	平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間において職務の級が8級であった者
第4号区分	平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間において職務の級が7級であった者
第5号区分	平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間において職務の級が6級であった者
第6号区分	平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間において職務の級が5級であった者
第7号区分	第1号区分から第6号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

(2) 平成19年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	(1) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間において職務の級が9級であった者 (2) 平成24年4月1日以後において職務の級が8級であった者
第2号区分	(1) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間において職務の級が8級であった者 (2) 平成24年4月1日以後において職務の級が7級であった者
第3号区分	(1) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間において職務の級が7級であった者

	(2) 平成24年4月1日以後において職務の級が6級であった者
第4号区分	(1) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間において職務の級が6級であった者 (2) 平成24年4月1日以後において職務の級が5級であった者
第5号区分	(1) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間において職務の級が5級であった者 (2) 平成24年4月1日以後において職務の級が4級であった者
第6号区分	(1) 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間において職務の級が4級であった者 (2) 平成24年4月1日以後において職務の級が3級であった者
第7号区分	第1号区分から第6号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)